

平成 29 年 8 月 30 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様  
(D P C 用) の変更について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」(平成 20 年厚生労働省告示第 95 号)の一部が、平成 29 年 8 月 29 日付け厚生労働省告示第 283 号をもって一部改正されたことに伴い、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(D P C 用)(以下「記録条件仕様」という。)の別表を、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。なお、下記の変更については、平成 29 年 8 月 30 日より適用開始とします。

記

変更内容

記録条件仕様の「別表 2 7 診療区分コード」に以下を追加した。

「0 2 0 8 バリシチニブ」

「0 2 0 9 プララトレキサート」